

大乳商通信

(第16号)

発行所 大阪府牛乳商業組合
大阪市西区北堀江 3-6-28
Tel 06-6538-3061 Fax 06-6538-3067
URL : <https://osaka-milk.or.jp/>
発行者 理事長 箕田 成乃亮

発行日
平成31年3月22日

第一回牛乳アドバイザー研修会、開催 (照参会 三浦 真先生の報告書を引用)

大阪府牛乳商業組合「牛乳アドバイザー研修」実施報告

1. 実施日時・場所 2019年2月23日(土)16:00~18:30 リーガロイヤルホテル大阪
2. 参加者 大阪府牛乳商業組合 組合員(組合加盟牛乳店等事業者)と取引先お客様
大阪府中小企業団体中央会 谷山部長 照参会 三浦先生
3. 実施目的
2017年度から取り組んできた大阪府牛乳商業組合の組合員(加盟事業者)の活性化施策の一環として、組合の認知度、並びに存在意識の向上、及び各事業者の顧客対応知識の向上を目的として、学識経験者を招き研修会を実施するとともに、研修受講事業者に対し「第1回牛乳アドバイザー」受講証を発行し各事業者のステイタス向上を図る。
4. 実施概要
 - ①講師：くらしき作陽大学 食文化学部長 宮本拓教授
 - ②テーマ(講演名)：あなたも今日からアドバイザー なぜ!? に応える牛乳の正しい知識
 - ③研修内容
 - ◎牛乳の歴史
 - ◎牛乳に含まれている成分の解説と学術的エビデンスに基づく身体への効用の説明
 - ◎下痢・アレルギー・骨粗しょう症・メタボリックシンドローム等 牛乳の身体への悪影響風説に対する学術的エビデンスに基づく風説解消トーク、解説。
 - ◎牛乳Q&A(顧客や消費者からの質問を想定した牛乳の効用等の一問一答解説)
5. アドバイザー研修の様態等
 - ◎日常顧客と接している組合加盟事業者にとって「まさしく正しく知りたかった」内容の解説であり、研修終了間際の質問タイムには、牛乳販売店のみならずご招待のお客様からも様々な質問が投げかけられ、会場全体が研修内容をより深く理解しようとする雰囲気につつまれた 実のある研修会であった。
 - ◎終了後、箕田理事長より「来年はテーマを変えて、発酵乳にかかわる研修会を実施したい」(宮本教授は乳酸菌研究の大家)との要望もあり、今後の組合活性化の有効な取組みとして定着することと思われる。
 - ◎今回の取組を通じ、組合活性化に関わるひとつの方策を見出せたことは意義あることと考える。

以上

〔研修会模様スナップ〕



大阪府牛乳商業組合総会を
五月二十五日土曜日に予定しております。
場所はホテル日航大阪の予定です。
組合員皆さんの参加をお願いいたします。

活性化部会

- 平成31年2月19日 (出席者 7名)
- 平成31年2月23日(土)開催の研修会最終打合せ
 - ・役割分担について
 - ・交通費支給について
 - ・資料および出席数確認
 - ・税務署質問事項について
 - ・牛乳アドバイザー認定書について
 - ・ノベルティグッズについて
- 三役会
平成31年3月8日 (出席者 7名)
- 月次決算内容およびビル管理
 - 総会について
- ホテル日航大阪 見積書及び会場レイアウト確認
- | | | |
|-----|-----|-------|
| 総会 | 4時~ | 4階 藤 |
| 懇親会 | 5時~ | 4階 白鳥 |
- 平成30年度、出資金及び組合員脱退締め
- 2月23日に開催した研修会について

活動報告

生産と製造をむすぶ「生乳取引」 ～乳製品の価格が決まるまでのしくみ～

■酪農生産者と組合組織の構造 集められた生乳はどう取引されるの？

酪農家のもとで生産された生乳はどんな経緯でメーカーの製造工場に届くのでしょうか。酪農家により生産された生乳は、そのエリアの指定団体によって集められ、指定団体は複数の乳業メーカーに販売を行います。これを「一元集荷 多元販売」といいます。

酪農生産者の多くは、農協などの組合組織に属し、農協は都道府県単位で農協連合会等を形成しています。この連合会がさらに、全国10のブロック、北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄でブロック団体を形成しています。この10団体は「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、農林水産大臣または知事から「指定生乳生産者団体」として法的に指定を受けています。乳業メーカーは、この指定団体と生乳の取引を行っています。また、この指定団体に属さない生産者もあり、乳業メーカーとの直接取引も行いますが、国による酪農補助政策等の援助を受けることはできません。

■用途別取引とは 用途によって変わる「乳価」

牛乳・乳製品の原料となる生乳の価格を「乳価」と呼びます。乳価の決定については、“日持ちがしない”という特徴や、国の政策なども関わって、特有の仕組みがあります。

乳価は一般的に、「飲用向」（飲用牛乳に仕向けられる生乳）、「加工向」（特定乳製品に仕向けられる生乳）など、取引される生乳の仕向け用途別に違います。これは「用途別取引」と呼ばれ、「用途別に価格を定めて取引をする」とこと、「処理した結果（用途が決まった後）で価格が決定する」ことが特徴です。つまり、牛乳、バター、チーズなど、用途が異なる品種の乳製品を製造している工場では、複数の用途別乳価が発生し、構成比によって乳価も変動することになります。

取引価格を含めた取引条件は、4月から翌年3月までの1年間を契約期間とし、通常1年を通して同じ条件で取引されています。

■乳価形成のしくみ 安定した価格で製品を供給するために

乳価は、乳業メーカーと酪農生産者（団体）の間での合意によって決められます。合意形成の過程を「乳価交渉」と呼びますが、この交渉には、生乳需給状況、市場動向や経済環境、乳業者や酪農生産者の経営状況など、さまざまな要因を総合的に勘案して行われます。これらの環境は乳業メーカー、酪農生産者団ごとに異なる要因や条件があるため、合意される結果（乳価）は取引ごとに変化します。ただし、大筋では業界全体で同じような傾向になるようです。

用途別乳価や指定団体との取引などは、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法等に規定されている内容、また加工原料乳に対する補給金（チーズ向け生乳を含む）、生クリーム等向けに対する補助政策など、国の政策に大きく影響を受ける側面もあります。

■加工原料乳生産者補給金制度 安定した酪農経営のために、補助制度があります

特定乳製品向け生乳（加工原料乳）の量は、生乳需給の変動の影響を大きく受ける性格を有しています。このため、加工原料乳地域の酪農経営を安定させ、生乳の再生産の確保を図るため、国が制定した補助制度のひとつに「加工原料乳生産者補給金制度」があります。以前この制度は、加工原料乳生産者の生乳生産費と乳業メーカーの支払い可能価格の差額を、補給金として国が補填することから「不足払い法」と呼ばれていましたが、平成13年度より、前年度の補給金単位に生産費の変動率を乗じて、当年度の補給金単位を決める方法に変わりました。なお、補給金対象となる生乳には限度数量として上限が定められています。

平成28年度の補給金単価は、加工原料乳1kgあたり12.69円、交付対象数量は178万トン、チーズ向け生乳1kgあたり15.28円、交付対象数量52万トンと定められています。

(一般社団法人 日本乳業協会 ホームページより抜粋)

大阪府牛乳商業組合のホームページを開設

『大阪府牛乳商業組合の変遷』『大乳商通信』の過去発行分をアップしております。

一部準備中の項目がありますが、順次更新いたします。

是非 ご活用ください

HP アドレス

: <https://osaka-milk.or.jp/>

【牛乳組合からのお願い】
大阪府食品国民健康保険料は

毎月25日迄に！

【編集後記】

第一回、牛乳アドバイザー研修会が開催され、皆さん、有意義な時間を過ごされたようです。

これもひとえに、組合の認知度、並びに存在意義の向上を願う気持ちが開催につながったものです。

活性化部会の皆さん、ご苦勞様でした。今回も乳価について調べてみました。少しでも、皆様のお役に立てたらと思います。

広報部長 藏立 稔

